

# 安心・安全サポート事業所です



地域の安心・安全  
サポート事業所

カイクシキカイシャ ソウケン カイハツ  
株式会社 創建開発



地域の安心・安全  
サポート事業所

代 表 者	代表取締役 松本 健史
所 在 地	〒619-0242 京都府相楽郡精華町大字菅井小字西ノ辻69番地
電話番号	0774-46-8115
F A X	0774-46-8155
ホームページ	
業種	総合建設業、不動産企画
活動の内容	別表「活動メニュー」のとおりです。
事業所数	京都府内に2拠点
事業所のPR等	

## こんな取組を実施しています！

Blank area for describing activities.

# 安心・安全サポート事業所 活動メニュー

## 【防犯メニュー】

### A：地域における防犯活動

#### ◆ 地域における見守り、防犯活動

- ★ 社用車等に「防犯パトロール中」等のステッカーを貼付け、営業時にパトロールを行います。
- ★ 地域団体と協力して防犯パトロールを行います。
- ★ 事業所等を犯罪被害者等の駆け込み場所として表示します。
- ★ 登下校時間に戸外で見守り、声かけを行います。
- ★ 事業所周辺の住民にあいさつ、声かけを行います。
- ★ 事業所周辺を見回り・点検し、危険箇所の改善（屋外灯、ゴミの散乱防止など）を行います。
- ★ 犯罪、不審者等発見の情報を警察に通報、捜査協力を行います。
- ★ 営業終了後の室内灯、門灯の点灯を行います。

#### ◆ 地域の防犯ボランティア活動への支援

- ★ 防犯ボランティア活動の活動資材を提供します。（企業名を入れることができます。）
- ★ 防犯ボランティア活動の資材置き場・集合場所等を提供します。
- ★ 犯罪の起きにくい環境を醸成するため、「割れ窓理論」実践運動（落書き消し、清掃活動等）に取り組みます。
- ★ 『地域安全マップ』づくりに作業場所・資材の提供等の協力を行います。

### B：事業所における防犯活動

#### ◆ 顧客に対する情報提供・啓発活動

- ★ 『府民防犯の日』（7月10日）に合わせて防犯キャンペーンに参加します。
- ★ 自社製品（商品、買い物袋等）や印刷物、封筒等に「安心・安全サポート事業所」シンボルマークや防犯運動のスローガン等を掲載します。
- ★ 広報誌やホームページなどによる防犯啓発や防犯情報の掲載を行います。
- ★ 来店客に対し、防犯情報の店内掲示を行います。

#### ◆ 従業員の防犯意識の向上、防犯教育

- ★ 従業員向けの防犯啓発、防犯研修を実施します。
- ★ 社内報に防犯対策の記事やコラム等を掲載します。
- ★ 従業員に対し、居住地域での防犯ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- ★ 社員やその家族に対し、防犯グッズの配布、貸付または購入補助を行います。
- ★ 府防災・防犯情報メールによる情報を迅速に従業員に伝達します。
- ★ 外国人(従業員)向けの防犯研修を実施します。

## C：その他の防犯活動

### ◆ その他独自の活動（活動内容を記載してください）

- ★ ポスター等を掲示した防犯を行います。

## 【交通安全メニュー】

### A：地域における交通安全活動

#### ◆ 地域における交通安全活動

- ★ 交通安全運動実施期間において、地域の活動団体と連携し、積極的に交通安全街頭啓発活動等を行います。
- ★ 地域や自治体の交通安全行事に積極的に参加します。
- ★ 事業所周辺のヒヤリ・ハット体験を活かし、危険箇所対策を行います。
- ★ 知らない児童、生徒でも、危険な行動を目撃したら積極的に声をかけます。

#### ◆ 地域の安全ボランティア活動への支援

- ★ 地域の交通安全ボランティア団体に活動資材を提供します。（企業名を入れることができません。）
- ★ 地域の交通安全ボランティア団体に資材置き場、集合場所等の拠点を提供します。

#### ◆ イベントにおける啓発活動

- ★ 自社の持つノウハウを活かし、地域住民を対象とした、交通安全関係の講習会等を開催します。

### B：事業所における交通安全活動

#### ◆ 顧客に対する交通安全活動

- ★ 自社製品（商品、買い物袋等）や印刷物、封筒等に「安心・安全サポート事業所」シンボルマークや交通安全のスローガン等を掲載します。
- ★ 自社（店舗等）内の放送で、顧客に対して交通安全を呼び掛けます。
- ★ 自社（飲食店等）において、ドライバーに対して酒類を提供しないことを宣言します。（ハンドルキーパー運動への参加）
- ★ 顧客に対し、交通安全情報を提供します。（例：シートベルトの効果、運転中の携帯電話の危険性、自転車の安全な利用 等）

#### ◆ 従業員の交通安全意識の向上

- ★ Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による社内広報を行います。
- ★ 社有車に、「安全運転宣言車」「ゆっくり走行車、お先にどうぞ」等のシールを貼付します。
- ★ シートベルト完全着用を事業所で宣言します。
- ★ 社を挙げた交通安全キャンペーン（法定速度走行、飲酒運転追放等）を実施します。
- ★ 従業員に対し、交通事故の発生状況、交通事故防止対策等の情報を提供します。
- ★ 事業所等の名刺に、交通安全スローガンや交通安全シンボルマーク等を掲載します。
- ★ 事業所等において、飲酒運転追放宣言を行い、「飲酒運転追放事業所」であることを表示します。

◆ 従業員に対する交通安全教育

- |   |   |
|---|---|
| ★ | 運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。                    |
| ★ | 夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底します。                  |
| ★ | 迷惑駐車、自転車の路上放置の禁止を徹底します。                     |
| ★ | 社内で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認しあいます。（飲酒運転禁止の徹底）   |
| ★ | 従業員等に対する、運転中の携帯電話使用禁止を徹底します。                |
| ★ | 従業員等に対し、自転車の安全な利用について研修を実施します。              |
| ★ | 従業員に対し、自転車乗車時の傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底します。 |
| ★ | 従業員に対し、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入を奨励します。        |

◆ 車両の安全確保

- |   |  |
|---|--|
| ★ | 社用車の一斉点検、運転前点検の義務づけ、運転記録の確実な記録と点検実施等、車両の適正管理を行います。 |
| ★ | マイカーについて、整備不良車を排除します。                              |